公益社団法人八尾市シルバー人材センター

役員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人八尾市シルバー人材センター(以下「センター」という。) の定款第28条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社 団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法 律(以下「公益認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。 (定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、定款第22条に定める理事、監事をいう。
 - (2) 常勤役員とは、役員のうちセンターを主たる勤務場所とする者をいう。
 - (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
 - (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

- 第3条 センターは、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 常勤役員の報酬は、別表1のとおりとし、支給方法については、センター職員の給与等支給の例と する。
- 3 定款第23条第2項の規定により選任された常務理事が、事務局長を兼ね事務局長の給与等が支給 される場合は、役員報酬を支給しない。
- 4 非常勤役員の報酬は、別表2のとおりとし、その支給方法については、理事会出席等、必要の都度または翌月末までに一括して支払うことができる。
- 5 役員には、賞与及び退職手当は支給しない。 (公表)
- 第4条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会において決定するものとする。

(補足)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

別表2

理事長 報酬額	月額 105,000円
---------	-------------

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認 定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人 の設立の登記の日から施行する。(平成23年4月1日)
- 2 第3条第2項に規定する別表1は、当分の間、定めないものとする。
- 3 この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。